

事 務 連 絡

平成30年2月15日

各港湾管理者港湾担当課長 殿

港湾局総務課課長補佐（管理）

都市計画区域内における臨港地区の指定等に係る手続きについて

都市計画区域内における臨港地区の指定、変更等については、港湾行政、都市行政及び建築行政の円滑な調整に資するよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的助言として「都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針について」（平成12年12月28日付け港管第2236号、港計第196号、建設省都計発第93号、建設省住街発第235号）で「都市計画区域内における臨港地区に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）を定めているところです。

今般、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設に位置付けられていない既設施設に対する国土交通大臣の施設認定の弾力的な運用を求める提案がなされました。具体的事例としては、港湾管理者が港湾施設として位置付けようとする船揚場について、当該船揚場が存する区域が既に第一種住居地域に指定されており、当該区域を臨港地区として指定し直すために都市計画部局と調整することは困難との理由から、速やかに当該船揚場を港湾施設として位置付けるため、国土交通大臣の施設認定の弾力的運用を提案したものです。

本提案に関しては、陸域に位置する固定施設を港湾施設に位置付ける場合には、当該施設の存する区域を臨港地区に指定するのが原則であるため、本件事案についても、当該船揚場の存する区域について臨港地区の指定をすべく、都市計画部局と調整を図るべきであると思料します。また、都市計画上、第一種住居地域は住居の環境を保護するために定める地域であり、当該船揚場が港湾施設として位置付けるべきものであるならば、第一種住居地域の指定に際し、当該船揚場が存する区域については、その指定範囲から除き、臨港地区として指定することも想定し得たものであり、いずれにしても港湾管理者と都市計画決定権者との間で十分な調整を図られなかったことが一因と思料されます。

なお、本事案に関しては、提案がなされた後、港湾管理者と都市計画決定権者との間で臨港地区指定に向けた調整が進められていると承知しています。

つきましては、都市計画区域内における臨港地区の指定、変更等に当たっては、運用

指針を参考とし、港湾の管理運営上必要不可欠な区域については臨港地区として指定するよう、都市計画決定権者と十分ご調整いただくようお願いいたします。

以 上

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

234

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用

提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求める。

具体的には、事務連絡の改正等により、臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も港湾施設として位置付けられるような措置を講じていただきたい。

具体的な支障事例

港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけており、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。

国土交通省の見解として、認定制度の適用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。

本府の宮津港において、昭和42年から45年にかけて設置した港湾施設(船揚場)の設置場所が臨港地区外で、国の認定も受けていないものがあったため、当該施設を港湾法に基づき適正管理するため、本年2月に国に対し施設認定を申請したが、設置場所が都市計画区域内であることから、臨港地区の指定で対応すべきものとして認定が認められなかった。

しかし、当該未認定施設は、施設の設置から長期間が経過し、周辺も住宅が密集し、都市計画法上の第一種住居地域に指定されており、こうした地域の都市計画の変更は、区画整理や施設の大幅な改築等を必要とする積極的な理由が無ければ難しいのが実情である。

また、都市計画の変更は、公聴会の開催による住民の意見調整や都道府県都市計画審議会の開催等、時間や事務手続の負担が生じることとなるため、現実的には数年に一度の大幅な見直し時に併せて臨港地区の手続(都市計画の変更)を行わざるを得ない。

未認定施設は、港湾法上の施設でないことから、港湾法の規定に基づく港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できない等、施設の管理上好ましくないため、速やかに港湾施設としての位置付けを行うべきと考える。

平成22年の事務連絡は、港湾法に基づく国の施設認定の考え方を示したものと認識しており、港湾施設は臨港地区指定が原則ということは理解している。

本提案は、同事務連絡の別添「港湾施設の位置付けに当たって留意する事項等」の1の(2)において、施設認定によらざるを得ないものとして、周辺地域の实情により臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も含めていただくようお願いするものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

港湾法上の施設認定を受けることにより、以下の点が可能となり適切な施設管理を行うことができるようになる。

①港湾法第 37 条の 11 第 1 項及び第 63 条第 4 項の規定により、港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できる。

本府の場合、「京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例(平成 21 年京都府条例第 53 号)」で禁止行為や 5 万円以下の過料の罰則を規定しているが、未認定施設は、港湾施設とみなされないため、同条例の適用はできない。

②施設利用料を徴収できる。

本府では、「京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例」に基づき使用の承認及び使用料の徴収を行っているが、未認定施設は、港湾施設とみなされないため、同条例の適用はできない。

#### 根拠法令等

- ・港湾法第 2 条第 6 項
- ・平成 22 年 6 月 10 日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

#### 各府省からの第 1 次回答

港湾施設としての位置付け方法は臨港地区指定が原則である(港湾法第 2 条第 5 項)。その一方で、港湾法第 2 条第 6 項において、港湾区域又は臨港地区内にはないものについても、国土交通大臣が認定することにより、港湾法上の港湾施設として位置づけることが可能としているところ。

この施設認定による場合は、前述の原則を逸脱しないよう、限定的な扱いと暫定的な扱いの 2 つとしているところ。限定的な扱いは、臨港道路のように一団の区域として捉えることができないものが該当し、暫定的な扱いは、臨港地区指定までに期間を要するものが該当する。

そもそも、都市計画上、第一種住居地域というのは、住居の環境を保護するために定める地域であり、当該地域に存する施設は、その性質上およそ港湾施設には当たらない。これを本件についてみるに、もともと船揚場が存する区域について、第一種住居地域の指定がなされている時点で、当該船揚場は港湾施設とは言い難く、当該船揚場を港湾法第 2 条第 6 項に基づく認定の対象とすべきという本件提案は受け入れられない。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一種住居地域内の施設が港湾施設でないことは、港湾法上、当然のことであり、新たに港湾施設を設置する際は、当該施設を含んだ地域を臨港地区に指定している。

今回、課題となっている施設は、昭和 40 年代に設置されたものであり、その後、都市化が進み、住居専用地域となったものである。

当該地域については、施設の直近まで住宅が立地しており、これを臨港地区に指定し、港湾法上の規制を行うことは、いたずらに住民に混乱を与えるだけでなく、地元自治体のまちづくり計画も阻害することになりかねないことから、臨港地区の指定は困難と考えている。

しかし、当該施設が港湾施設として実際に利用されていることを鑑みると、港湾法上の港湾施設と位置付けることが必要である。

今回の貴省の回答については、港湾管理者として十分に理解するものであるが、現実に利用されている港湾施設の適正な管理を行うためにも、過去に設置した施設に限定するという条件において、施設認定の特例を認める弾力的な運用をお願いするものである。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 各府省からの第2次回答

今般、問題となっている船揚場を含む地域については、平成10年に第一種住居地域に指定されたものと思料。

当該船揚場が港湾施設として位置付けるべきものであるならば、第一種住居地域の指定に際し、当該船揚場の存する区域については、指定範囲から除くべきであったところ、当該施設を含め第一種住居地域に指定することを港湾管理者として認めたこと自体が不適切であったと言わざるを得ない。

このため、現状のまま、当該施設を港湾施設として認定することは、不適切な状態を容認することとなり、認められない。

本件においては、当該施設を港湾法上の港湾施設と位置付けるためには、当該施設の存する区域について、まず第一種住居地域の指定対象から除外した上で、臨港地区の指定をすべく都市計画部局と調整すべきである。その上で、臨港地区の指定までに期間を要する場合には、暫定的な扱いとして港湾施設の認定を申請することが考えられる。

なお、港湾管理者である地方公共団体は、港湾施設管理条例において、港湾法上の港湾施設に該当しないものについても、港湾管理者が管理しているものであれば、港湾施設管理条例上の「港湾施設」として位置付けることが可能であるところ。これを本件についてみるに、当該船揚場については、港湾法上の港湾施設に該当しなくとも、港湾施設管理条例に位置付けることで、当該施設の区域内における禁止行為や、罰則規定、施設使用料の規定を港湾施設管理条例で定めることも可能と考える。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

## 6【国土交通省】

## (7) 港湾法(昭25法218)

都市計画区域内の臨港地区の指定に係る手続については、計画的かつ確実な港湾施設の位置付けの促進を図るため、港湾管理者が都市計画部局との調整等に当たり留意すべき事項について、港湾管理者に平成30年中に周知する。